

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成29年度事業 点検・評価調書

4- -23

4-
-23

章	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備	取組項目	立入可能・禁止区域の明示
節	.アクセスルートの整備・来訪者の誘導等		
事業(施策)名	23 立入禁止区域等の明示 (災害危険箇所)	事業主体	佐渡市防災管財課
事業実施期間	H28～H34	関連団体	佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、 佐渡市世界遺産推進課、佐渡市観光振興課、佐渡市建設課
事業概要	<p>【事業目的】 遺跡近隣の立入可能・禁止区域を明示することにより、来訪者の安全確保、地域住民の日常生活維持等を図る。</p> <p>【事業内容】 来訪者の安全と地元住民の生活確保のため、立入禁止や規制を検討し、看板等を設置する。</p>		
⑳事業計画と実績	<p>【29年度計画】 崩落個所のモニタリングを行うとともに、立入禁止区域の明示方法について 関連団体と確認を行う。</p> <p>【29年度実績】 ドローンによる崩落個所(相川地区)のモニタリングを行った結果、立入禁止 区域の範囲を確定した。 モニタリングによって判明した立入禁止区域のうち、道遊の割戸近辺及びゴールデン佐渡第2駐車場の法面については、県佐渡地域振興局が、石等が県道や駐車場に落ちてこないように防御施設の設置に着手した。</p>		
課題・今後の取組	<p>【課題】 新たな崩落の発生に備えて、今後もモニタリングを継続的に実施し、立入禁止区域の明示を充実させていく必要がある。</p> <p>【今後の取組】 崩落個所の安全対策工事と立入禁止区域の明示を行う。</p>		
事業評価	<p>【事業の達成度】 (a ・ ⓑ ・ c)</p> <p>立入禁止区域の明示方法については、日ごろより関連団体と確認している。加えて、29年度は、崩落箇所のモニタリングによる立入禁止区域の範囲を確定したことから、Bとした。</p> <p>【事業実施の効果】 (a ・ ⓑ ・ c)</p> <p>【総合評価】 (A ・ ⓑ ・ C)</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。